

＼仕事の合間にすぐわかる！／

賃金のデジタル払い

賃金のデジタル払いが2023年4月に解禁されました

2023年4月より企業の賃金のデジタル払いが可能となりました。これまで賃金の支払方法は、通貨払いが原則となっていますが、例外として労働者の同意を得た場合には労働者が指定した銀行口座や証券総合口座に振り込むことが認められています。

そしてこのたび、労働基準法施行規則の一部を改正する省令が公布され、**2023年4月より資金移動業者（〇〇Pay等）への資金移動による賃金支払い（賃金のデジタル払い）も認められることとなりました。**



- ① デジタル払いができる資金移動業者とは？
- ② 会社に求められる対応は？



① デジタル払いができる資金移動業者とは？

賃金のデジタル払いとは、給与を現金や銀行口座への振込によらず資金移動業者の口座へ資金（給与）を移動することにより賃金を支払う方法です。

資金移動業者とは、銀行等以外のものが為替取引（現金輸送によらない送金）を業として行うものであり内閣総理大臣の登録を受けなければなりません。

賃金のデジタル払いでは、このうち、一定の要件を満たす厚生労働大臣の指定を受けた「指定資金移動業者」に限り、従業員が口座として指定することが可能となります。

* 今後の流れ *

2023年4月～

資金移動業者が厚生労働大臣に指定申請、厚生労働省で審査（数か月程必要）

大臣指定後

各事業場で労使協定を締結

労使協定締結後

個々の労働者に説明し、労働者が同意した場合には賃金のデジタル払い開始

② 会社に求められる対応は？

今後の流れを理解したうえで、企業としては具体的にどのような対応が必要となるのでしょうか。ここでは4つのポイントに分けてご紹介します。



1. 労使協定の締結

労働組合または労働者の過半数を代表する者と対象となる従業員や対象となる賃金や金額の範囲、実施開始時期などについて労使協定を締結することが必要です。

2. 従業員への賃金支払い口座の選択肢の提示

資金移動業者の口座への賃金支払いを強制することはできません。また、資金移動業者の口座のみを提示することも禁止されており、労働者が銀行口座または証券総合口座への賃金支払いも併せて選択できるようにする必要があります。

② 会社に求められる対応は？

3. 従業員への説明

銀行との違いや具体的な仕組みや留意事項（口座の上限額や破綻時の補償、アカウントの有効期限）などについて従業員に説明することが求められます。

4. 従業員の同意取得

従業員が資金移動業者の口座への支払いを希望する場合、同意書を取る必要があります。

最後に…

給与のデジタル払いはあくまでも選択肢の一つであり、強制するものではありません。しかし、キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化は今後さらに進み、賃金のデジタル払いのニーズは高まっていくでしょう。導入するかの検討を含め、最新情報に注視しながら対策を講じるようにしましょう。